

病児・病後児保育

(1) 概要

サービス・給付内容

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業

事業類型

〈病児対応型〉 病院・保育所等の付設の専用スペースで、看護師等が地域の病児(10歳未満)を一時的に預かる事業

〈病後児対応型〉 病院・保育所等の付設の専用スペースで、看護師等が地域の病後児(10歳未満)を一時的に預かる事業

〈体調不良児対応型〉 保育所において、体調不良となった児童を一時的に預かる事業

実施状況

実施箇所数:1,250箇所 (H21年度交付決定ベース) (H20 1,164箇所)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

(3) 基盤整備

基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

施設整備補助

【保育所付設の場合】 子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)

【病院付設の場合】 医療提供体制施設整備交付金

(4) 事業開始規制等

(7)による補助を受けるためには、市町村より病児・病後児保育事業の指定を受けることが必要。

(5) サービス利用の仕組み

サービスの必要性の判断

《病児対応型》《病後児対応型》 保育サービス(認可外保育施設も含む)を利用中の児童等
《体調不良児対応型》 当該保育所に通所している児童

サービス利用の流れ

医療機関以外の実施施設の場合は、保護者が病児の症状、処方内容等を記載した連絡票(診察した医師が入院不要である旨を署名したもの)により、病児の状態を確認した上で、受入れを決定。

利用料

特に定められていない。(各市町村・実施施設において設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

人員配置(「児童福祉施設最低基準」による主な基準)

《病児対応型》《病後児対応型》 看護師等:1名以上 (利用児童おおむね10人につき)
保育士:1名以上 (利用児童おおむね3人につき)
《体調不良児対応型》 看護師等1名以上

実施場所

《病児対応型》《病後児対応型》

- ・ 病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は専用施設であって、以下の基準を満たすもの
保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること
調理室を有すること。(ただし、本体施設と兼用可能)
事故防止及び衛生面に配慮されている児童の養育に適した場所であること。

《体調不良児対応型》

保育所の医務室、余裕スペース等で衛生面に配慮され、対象児童の安静が確保されている場所

医療機関との連携体制

緊急時に児童の受入れを依頼する協力医療機関、日常の医療面での指導・助言を行う指導医をあらかじめ選定。

(7) 費用負担

運営主体に対する支払い (児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

《病児対応型、病後児対応型》

基本分 1か所当たり年額 240万円(病児対応型) 200万円(病後児対応型)

加算分(基本分に加え、年間延べ利用児童数により区分される次に定める額を加算)

年間延べ利用児童数	病児対応型	病後児対応型
10人以上50人未満	50万円	40万円
50人以上200人未満	250万円	220万円
200人以上400人未満	425万円	310万円
400人以上600人未満	625万円	500万円
...
1,600人以上1,800人未満	1,775万円	1,630万円
1,800人以上2,000人未満	1,975万円	1,820万円
2,000人以上	2,175万円	2,010万円

(1か所当たり年額)

《体調不良児対応型》 1か所当たり年額 433万円

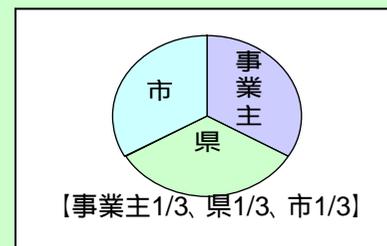
費用負担

右記の割合で公費負担。(予算の範囲内で補助する経費)

費用額

《公費負担総額》 約104.7億円 (H22年度予算ベース)

残余は利用者負担



一時預かり事業

(1) 概要

サービス・給付内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業

実施状況

《実施箇所数》 6,460箇所（H21年度交付決定ベース）（H20 7,651箇所）

一時預かり事業には、保育所型（保育所で実施）と地域密着型（地域子育て支援拠点等で実施）がある。また、一時預かり事業（地域密着型）に類するものとして、有資格者（保育士）を1名以上配置するとともに、一定の研修を修了した者を配置する類型（地域密着型）がある。

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。（市町村の判断（児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り））

(3) 基盤整備

基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間（5年間）の取組を記載

施設整備補助

保育所の施設整備に併せて一時預かり事業のための部屋等を整備する場合には、施設整備補助あり。

(4) 事業開始規制等

都道府県知事への届出（平成21年度の児童福祉法等改正による。主体制限はなし。）

(5) サービス利用の仕組み

サービスの必要性の判断 / サービス利用の流れ / 利用料
特に定められていない。(各実施主体において判断・設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う保育士を配置すること。(ただし、保育士の数は2名を下ることはできない。)

※一時預かり(地域密着型)に類するものとして予算事業(地域密着Ⅱ型)を実施する場合には、一時預かり(地域密着型)に準じ、対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて保育士を1名以上配置するとともに、市町村等が実施する一定の研修を修了した者を配置すること。

○ 設備基準

保育所の設備の基準に準じて、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて必要な設備を設置すること。(医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。)

※一時預かり(地域密着型)に類するものとして予算事業(地域密着Ⅱ型)を実施する場合には、一時預かり(地域密着型)に準じ、適切な保育環境を整備するよう努めること。

○ 実施要件(預かりの内容)

保育所保育指針に準じて事業を実施すること。

※一時預かり(地域密着型)に類するものとして予算事業(地域密着Ⅱ型)を実施する場合には、一時預かり(地域密着型)に準じ、保育所保育指針に定める保育内容を参考とすること。

(7) 費用負担

運営主体に対する支払い

各市町村が補助額等を決定。(次世代育成支援対策交付金(いわゆる「ソフト交付金」として、国が予算の範囲内において、各市町村に対し、他の事業分と併せて包括的に国庫補助相当額を交付し、市町村が、ソフト交付金と自らの負担分を併せて、それぞれの補助対象事業の実施主体に対する補助を実施。)

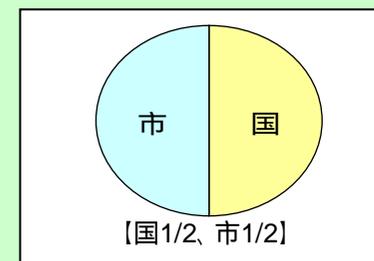
費用負担

右記の割合で公費負担。

(予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)

費用額

公費負担総額:次世代育成支援対策交付金(約722億円(H22予算ベース))の内数



地域子育て支援拠点事業

(1) 概要

サービス・給付内容

地域において、子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談・援助等を行うもの。
(ひろば型;週3日以上・1日5時間以上、センター型;週5日以上・1日5時間以上、児童館型;週3日以上・1日3時間以上の開設)

実施状況

《実施箇所数》 5,199箇所 (H21年度交付決定ベース)
(ひろば型 1,527箇所、センター型 3,477箇所、児童館型 195箇所) (H20 4,889箇所)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

(3) 基盤整備

基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

施設整備補助

安心こども基金による補助有り

《国庫補助対象》 市町村(市町村自ら設置主体となる場合に限る)

《国庫補助単価》 約600万円(事業費ベース約1200万円)

《費用負担》 国1/2相当、市町村1/2相当

(4) 事業開始規制等

児童福祉法等改正において、都道府県知事に対する届出を規定 (主体制限はなし)

(5) サービス利用の仕組み

サービスの必要性の判断 / サービス利用の流れ / 利用料

すべての乳幼児の親子等を対象とした事業であり、サービス利用に際しての申込み等は原則不要。事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができる。

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

人員配置

- ・子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置(ひろば型の場合)
- ・育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する専任の者を2名以上配置(センター型の場合)
- ・子育ての知識と経験を有する専任の者を1名以上配置(児童館型の場合)

研究会・セミナーへの参加

- ・事業主体は従事者の資質・技能の向上を図るため、各種研修会やセミナーへの積極的参加に努める

(7) 費用負担

運営主体に対する支払い

各市町村が補助額等を決定。(次世代育成支援対策交付金(いわゆる「ソフト交付金」として、国が予算の範囲内において、各市町村に対し、他の事業分と併せて包括的に国庫補助相当額を交付し、市町村が、交付金と自らの負担分を併せて、それぞれの補助対象事業の実施主体に対する補助を実施。)

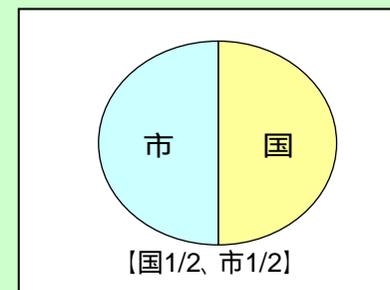
費用負担

左記の割合で公費負担。

(予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)

費用額

公費負担総額:次世代育成支援対策交付金(約722億円(H22予算ベース))の内数



平成21年度 地域子育て支援拠点事業実施箇所数

(児童環境づくり基盤整備事業補助金最終交付決定ベース)

単位:か所

No	自治体名	ひろば型					センター型				児童館型		
		3~4日		5日	6~7日		出張	計	5日	6~7日		経過措置	計
		機能拡充型	機能拡充型	機能拡充型	機能拡充型								
1	北海道	8		8		1		17	102	27	50	179	0
2	青森県	8		6		3		17	13	22	34	69	0
3	岩手県	6		4		2		12	27	15	15	57	2
4	宮城県			4				4	35	2	11	48	0
5	秋田県	2		2	1	2	1	8	21	6	29	56	0
6	山形県	4		2		2	3	11	28	8	15	51	4
7	福島県	6		2		2		9	17	23	13	53	0
8	茨城県	21		21	1	6		49	84	10	40	134	0
9	栃木県	6		7		1		14	25	7	18	50	2
10	群馬県	4		9		1	1	15	70	8	7	85	0
11	埼玉県	40		24		11		76	84	29	43	156	4
12	千葉県	21		9	1	10	3	44	70	27	19	116	0
13	東京都	21	2	42	6	40	13	125	26	44	0	70	0
14	神奈川県	5		9		2		16	18	5	0	23	0
15	新潟県	3		1		8		12	80	9	24	113	0
16	富山県	1		3		3		7	26	3	7	36	8
17	石川県	6	7	14	9	1	2	39	5	9	20	34	2
18	福井県	3		3		5		12	24	2	11	37	1
19	山梨県	11		5		3		19	21	6	12	39	0
20	長野県	12		24		6	1	43	29	12	18	59	5
21	岐阜県	14		15		4		33	37	4	18	59	0
22	静岡県	9		12		7		28	75	15	22	112	1
23	愛知県	21		8		4		33	72	11	18	101	8
24	三重県	20		26	1	2		49	22	3	23	48	0
25	滋賀県	8		7		2		19	32	11	3	46	0
26	京都府	14		3		1		18	28	4	12	44	0
27	大阪府	33		32	1	3	1	72	55	16	27	98	0
28	兵庫県	11		25		11		47	16	9	8	33	0
29	奈良県	7		12		1		20	8	6	7	21	0
30	和歌山県	2		1				3	15	1	10	26	0
31	鳥取県	1				2		3	23	0	18	41	0
32	島根県	2	1	11		2		16	9	9	10	28	0
33	岡山県	10	1	6	1	1		19	23	6	8	37	0
34	広島県	2		4		3		9	31	10	25	66	0
35	山口県	10		5		1		17	25	5	34	64	0
36	徳島県	3		3				6	14	3	13	30	0
37	香川県	2		1	2			5	21	7	8	36	0
38	愛媛県	5		3		4		12	20	9	2	31	0
39	高知県							0	27	0	2	29	0
40	福岡県	13		9		9	1	32	34	15	14	63	0
41	佐賀県	5		2		1		8	18	6	4	28	0
42	長崎県	12		6		1	1	20	29	6	26	61	1
43	熊本県	22		15		4		41	30	7	22	59	0
44	大分県	8		8		3	1	20	12	4	10	26	3
45	宮崎県	1		4		2		7	7	9	6	22	0
46	鹿児島県	4		1				5	24	20	7	51	0
47	沖縄県	12		8		1		21	19	9	19	47	5

ひろば型 1,527か所
 センター型 3,477か所
 児童館型 195か所

合計 5,199か所

単位:か所

No	自治体名	ひろば型					センター型				児童館型		
		3~4日		5日	6~7日		出張	計	5日	6~7日		経過措置	計
		機能拡充型	機能拡充型	機能拡充型	機能拡充型								
48	札幌市			4		6		10	10	0	0	10	0
49	仙台市						3	3	22	0	0	22	0
50	さいたま市	17		9		10		36	4	6	1	11	0
51	千葉市					10		10	7	1	0	8	0
52	横浜市	15		13				28	37	2	17	56	0
53	川崎市							0	21	0	0	21	16
54	新潟市							0	22	1	12	35	0
55	静岡市			1				1	11	3	2	16	1
56	浜松市					27		28	0	0	60	60	1
57	名古屋市	5		6		2		13	37	0	1	38	0
58	京都市					20		20	17	0	0	17	116
59	大阪市					54	1	55	26	0	16	42	0
60	堺市	10		6		1		17	0	8	0	8	0
61	神戸市			4				4	9	0	0	9	0
62	岡山市					1		1	4	7	10	21	0
63	広島市					1		1	5	0	0	5	0
64	北九州市			5				5	1	7	0	8	0
65	福岡市			14				14	0	0	0	0	0
66	西宮市			2				2	8	0	0	8	0
67	旭川市	1						1	2	1	0	3	0
68	青森市					1		1	0	7	7	14	0
69	盛岡市					1		1	6	0	4	10	0
70	秋田市					1		1	0	1	0	1	0
71	郡山市					0		0	1	1	0	2	0
72	いわき市	1				1		1	0	0	4	4	0
73	宇都宮市	2				2		4	7	0	1	8	0
74	前橋市					1		1	12	1	0	13	0
75	川越市	2				5		7	3	0	0	3	0
76	船橋市					0		0	0	2	0	2	0
77	柏市					4		4	5	4	0	9	0
78	横須賀市					0		0	1	1	0	2	0
79	相模原市					9		9	0	0	48	48	0
80	富山市					0		0	6	1	2	9	0
81	金沢市			4		2		6	7	0	0	7	0
82	長野市					2		2	6	0	7	13	0
83	岐阜市					0		0	5	0	0	5	0
84	豊橋市	1				1		2	2	0	0	2	0
85	岡崎市					4		4	0	1	4	5	0
86	豊田市					2		2	9	0	0	9	0
87	大津市			3				3	2	0	0	2	0
88	高槻市					3	1	13	4	1	0	5	0
89	東大阪市	3		7				10	0	3	0	3	0
90	姫路市	5		1		9		15	0	2	6	8	0
91	尼崎市			5		1		6	0	0	0	0	0
92	西宮市	4		6				10	0	1	0	1	0
93	奈良市			4		1		4	2	1	1	4	0
94	和歌山市			3				3	1	7	0	8	0
95	倉敷市			3				3	3	8	0	11	0
96	福山市	12						12	11	0	0	11	0
97	下関市	3		3				6	2	3	4	9	0
98	高松市			5		1		7	10	3	3	16	0
99	松山市			3		1		4	13	0	3	16	5
100	高知市			3				3	2	0	3	5	0
101	久留米市	1					1	2	1	6	0	7	1
102	長崎市	3				6		9	0	0	0	0	0
103	熊本市					1		1	6	9	3	18	0
104	大分市			6		2		8	2	0	0	2	0
105	宮崎市	7		1				10	3	0	1	4	9
106	鹿児島市					1		1	3	4	4	11	0
合計								1,527				3,477	195

放課後児童クラブについて

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る
(平成9年の児童福祉法改正により法定化 児童福祉法第6条の2第2項)

【現状】(クラブ数及び児童数は平成21年5月現在)

クラブ数 18,479か所(全国の小学校約22,000校のおよそ8割程度)

・「放課後子どもプラン」(平成19年度～) 原則としてすべての小学校区での実施をめざす

登録児童数 807,857人(全国の小学校1～3年生約349万人の2割程度=5人に1人)

利用できなかった児童数(待機児童数) 11,438人(利用できなかった児童がいるクラブ数 1,939か所)

・「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)

平成26年度までに111万人(小学校1～3年生の32%=3人に1人)の受入児童数をめざす

【事業に対する国の助成「児童育成事業費(特別会計)から事業実施市町村への補助】

平成22年度予算額 274.2億円(39.7億円増)

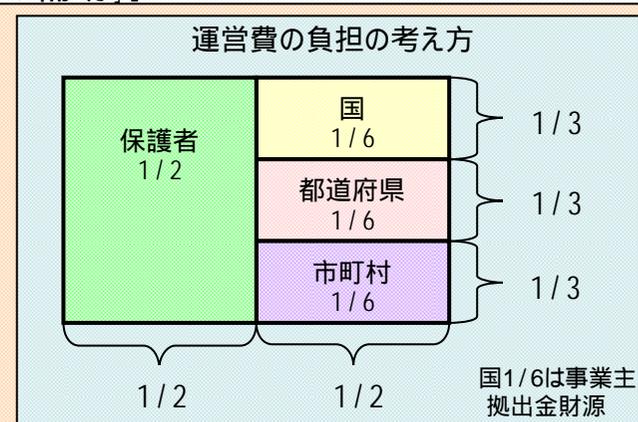
運営費

- ・概ね1/2を保護者負担で賄うことを想定。
- ・残りの1/2分について、児童数が10人以上で、原則、長期休暇(8時間以上開所)を含む年間250日以上開設するクラブに補助。
- ・例:児童数が40人の場合、1クラブ当たり基準額:302.6万円

整備費

- ・新たに施設を創設する場合(基準額:2,150.4万円)のほか、学校の余裕教室等を改修する場合(基準額:700万円)、備品購入のみの場合(基準額:100万円)も助成

運営費は、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担。整備費(創設費)は、国・都道府県・設置者が3分の1ずつ負担。整備費(創設費を除く)は、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担。

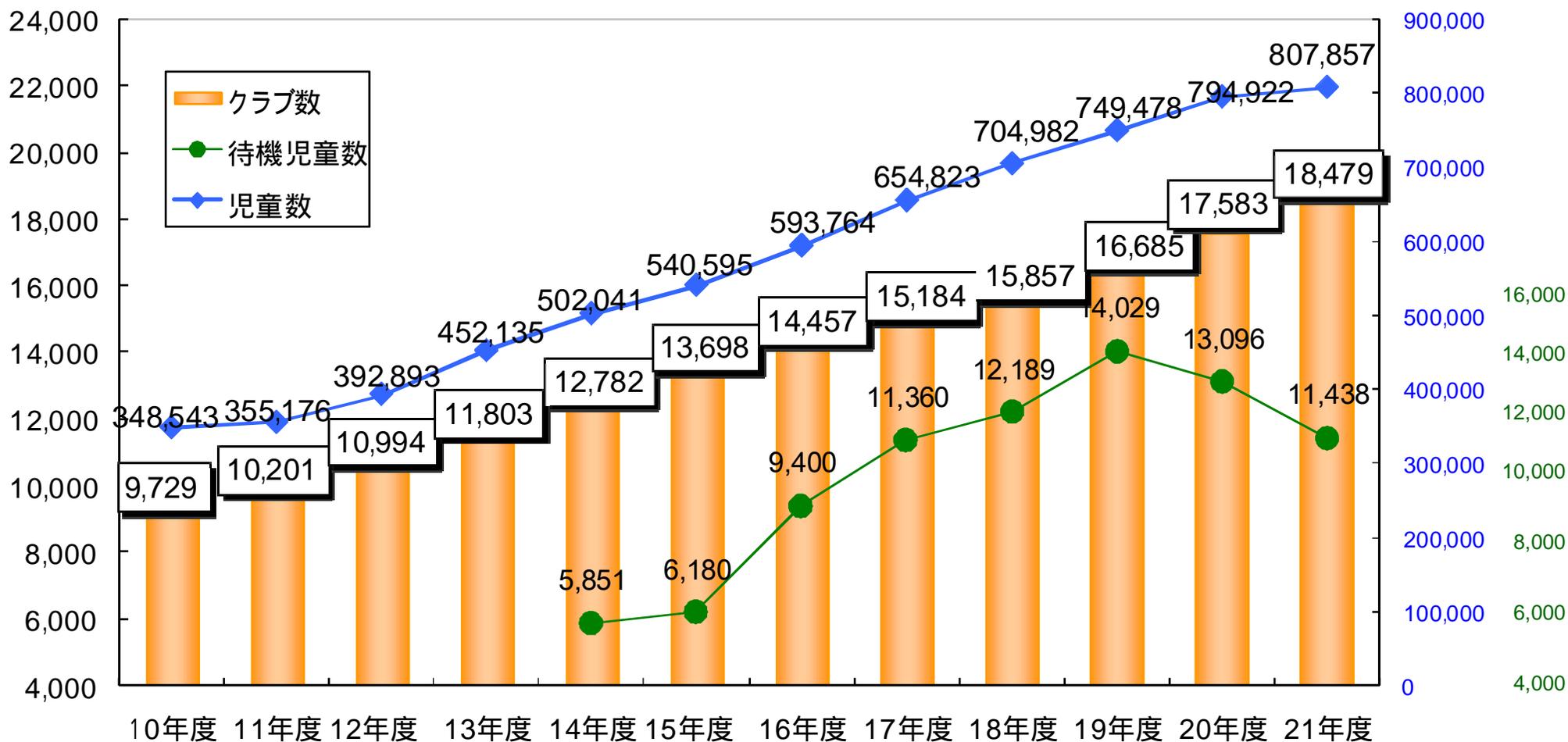


放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移

平成21年では、クラブ数は18,479か所、登録児童数は80万7,857人となっており、平成10年と比較すると、クラブ数は約9,000か所、児童数は約46万人の増となっている。また、クラブを利用できなかった児童数（待機児童数）は対前年1,658人減の1万1,438人となった。

(か所)

(人)



児童館事業

(1) 概要

サービス・給付内容

児童に対する遊びを通じた集団的・個別的指導、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等

実施状況

《実施箇所数》 4,689か所（公営3,022か所、民営1,667か所）（平成20年10月現在）（H19 4,700箇所 公営:3,051、民営1,649）

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。

(3) 基盤整備

基盤整備に関する枠組み

特になし

施設整備補助

児童厚生施設等整備費（児童育成事業）による施設整備補助有り

《国庫補助対象》 市町村・社会福祉法人・公益社団法人・公益財団法人・特例社団法人・特例財団法人
（株式会社、NPO法人は対象外）

《国庫補助単価》 創設の場合：小型児童館3,914万円、児童センター5,550万円（H22年度予算ベース）

《費用負担割合》 事業主1 / 3、都道府県1 / 3、市町村1 / 3

(4) 事業開始規制等

都道府県知事に対する届出。

(7)による補助を受けるためには、市町村より事業の委託等を受けることが必要。

(5) サービス利用の仕組み

サービスの必要性の判断・ サービス利用の流れ・ 利用料
すべての子どもを対象とした事業であり、サービス利用に際しての申込み手続・利用料は原則としてなし

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

人員配置

児童の遊びを指導する者(児童厚生員)を配置

施設設備

集会室、遊戯室、図書室及び事務室の設置

(必要に応じ、相談室、創作活動室、静養室及び放課後児童クラブ室等を設置)

(7) 費用負担

運営主体に対する支払い

《民営児童館》 国庫補助単価: 小型児童館179.9万円、児童センター296.8万円(H22年度予算ベース)
児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業)
一定の事業を実施する民営児童館に対する補助(H21年度交付決定1,197か所)

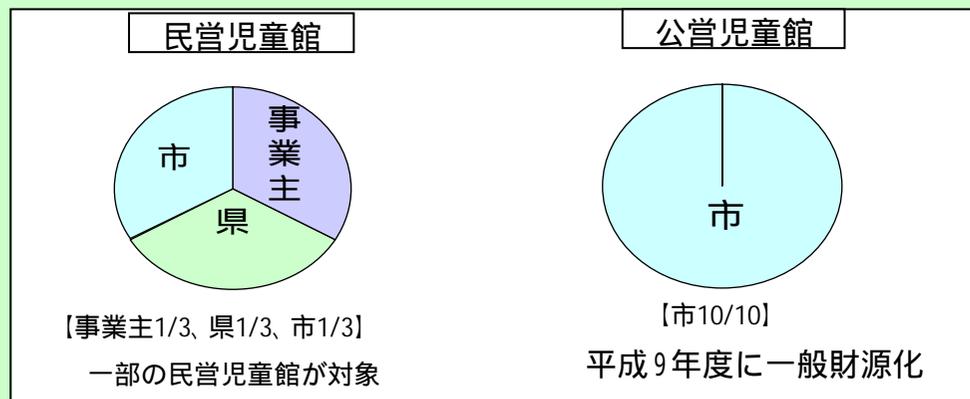
《公営児童館》 平成9年度に一般財源化

費用負担

右記の割合で公費負担。
(予算の範囲内で補助する経費)

費用額

《公費負担総額》 民営分 約30億円
(H22年度予算ベース)

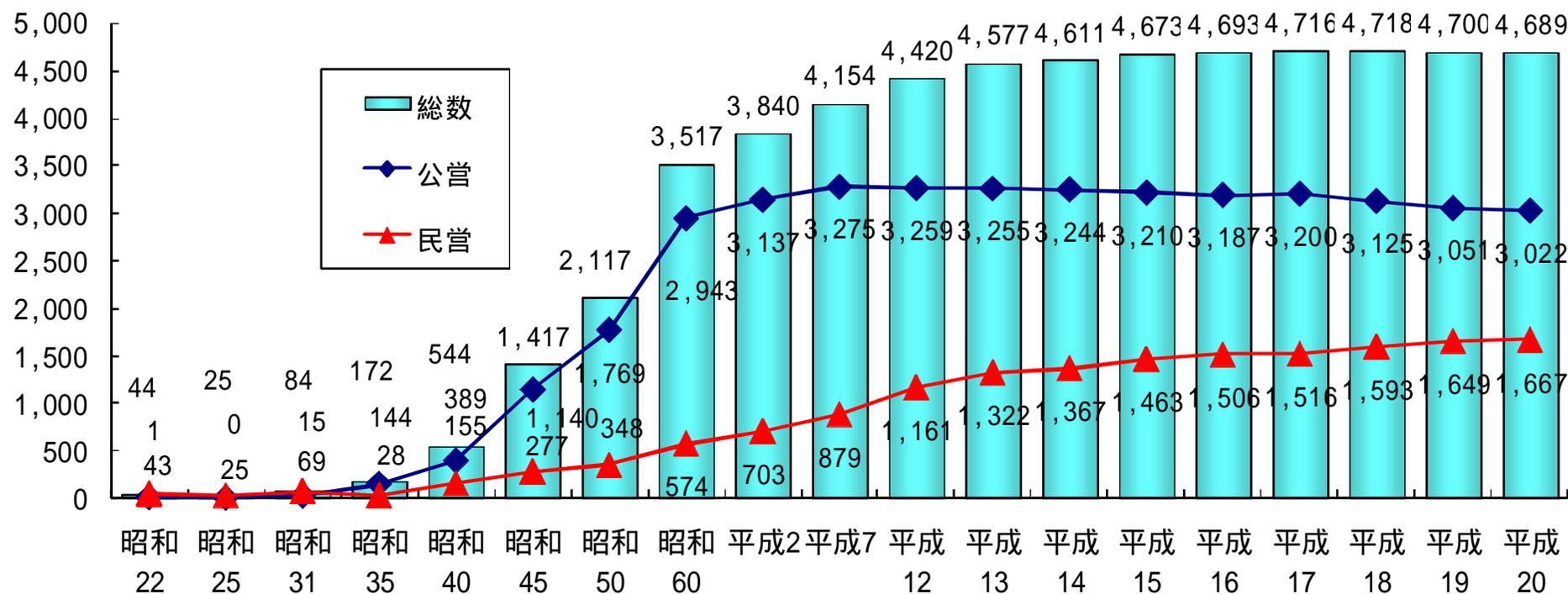


児童館数(公営・民営別)の推移

児童館は、昭和40年代から50年代にかけて、高度経済成長がもたらした子どもの事故の多発やいわゆる「かぎっ子」の増加等により急激に増加したが、その後上昇カーブは緩やかになり、ここ数年はほぼ横ばいで推移している。

公営・民営別では、公営が平成7年をピークに減少に転じているものの、民営は最近でも徐々に増えている傾向にある。

(注) 児童館には、小型児童館、児童センター、大型児童館及びその他児童館を含む。



(各年10月1日現在の数値)

ファミリー・サポート・センター事業

(1) 概要

サービス・給付内容

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施するもの。(相互援助活動の例:子どもの預かり、送迎など)
平成21年度から、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの事業(病児・緊急対応強化事業)を行っている。

実施状況

《実施箇所数》 基本事業 599市区町村 病児・緊急対応強化事業 47市区町村 (H21年度交付決定ベース)
(H20 基本事業 579箇所)

《利用者数》 利用会員数256,787人 / 提供会員数88,107人 / 両会員33,945人 (平成20年度末現在)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

(3) 基盤整備

基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

施設整備補助

特になし

(4) 事業開始規制等

特になし。((7)による補助を受けるためには、市町村より事業の委託を受けることが必要。主体制限はなし)

(5) サービス利用の仕組み

サービスの必要性の判断

すべての子育て家庭を対象とした事業。

サービス利用の流れ

利用又は提供を希望する者が、ファミリー・サポート・センターに対し登録を行い、随時、連絡調整を受けるもの。(サービス提供自体は、利用会員と提供会員の間の請負又は準委任契約として行われる。)

利用料

援助活動に対する報酬は、原則として会員相互間で決定。報酬の目安についてはファミリー・サポート・センターが会則等で定めることが可能。

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

人員配置

アドバイザー(調整等の事務担当者)を1名以上を配置。(資格等は特に不要)

(7) 費用負担

各市町村に対する補助

次世代育成支援対策交付金(いわゆる「ソフト交付金」)として、国が予算の範囲内において、各市町村に対し、他の事業分と併せて包括的に国庫補助相当額を交付。

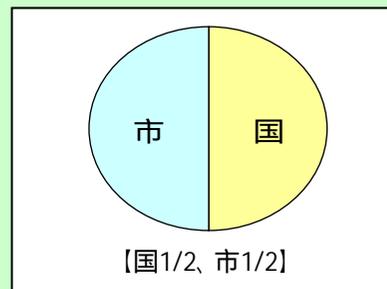
費用負担

左記の割合で公費負担。

(予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)

費用額

公費負担総額:次世代育成支援対策交付金(約722億円(H22予算ベース))の内数



家庭的保育事業

(1) 概要

サービス・給付内容

保育士又は研修により市町村長が認めた家庭的保育者(保育ママ)が保育所と連携しながら自身の居宅等において少数の主に3歳児未満児を保育するもの。

実施状況

《実施箇所数》 家庭的保育者数:223人 (H21年度交付決定ベース) (H20 130人)

《利用者数》 利用児童数828人 (H21年度交付決定ベース) H22年度予算で利用児童数を10,000人へ拡大 (H20 491人)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(市町村の判断)
(今回の児童福祉法等改正により、保育所の補完的役割として位置付け。)

(3) 基盤整備

基盤整備に関する枠組み

今回の児童福祉法等改正により、市町村が地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載し、また、国において、市町村が認可保育所と併せた保育サービスの整備目標量を定めるに際しての参酌標準を提示する旨規定。

施設整備補助

特になし

(4) 事業開始規制等

(7)による補助を受けるためには、市町村より家庭的保育事業の委託を受けることが必要。
(今回の児童福祉法等改正により、実施主体が市町村とされ、市町村による都道府県知事への届出を規定)

(5) サービス利用の仕組み

サービスの必要性の判断
「保育に欠ける」児童

サービス利用の流れ / 利用料
特に定められていない。(各市町村において設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

人員配置

家庭的保育者1人で保育する場合は3人以下(補助者とともにより2人以上で保育する場合は5人以下)
なお、連携保育所の下に、家庭的保育者に対する巡回指導や相談等を行う専任職員を配置

(7) 費用負担

運営主体に対する支払い

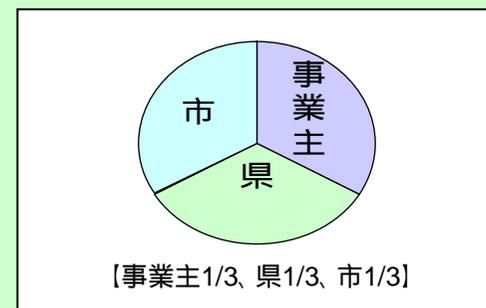
《国庫補助単価》 家庭的保育者:52,400円(児童1人当たり月額)
家庭的保育支援者:約455万円(年額)
連携保育所又は実施保育所:約170万円(家庭的保育者10人を支援する場合)
(児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

費用負担

左記の割合で公費負担。
(予算の範囲内で補助する経費)

費用額

《費用額(全体)》 約147億円 (H22年度予算ベース)
《公費負担総額》 約83億円 (H22年度予算ベース) 残余は利用者負担



乳児家庭全戸訪問事業(旧生後4か月までの全戸訪問事業)

(1) 概要

事業内容

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業(市町村が実施主体、民間への委託が可能。)

実施状況

・実施箇所数: 1,512市町村(全市町村の約8割) (雇用均等・児童家庭局総務課調(平成21年7月1日現在))
(H20 1,247市町村)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務及び、事業実施の努力義務有り。))

(3) 事業開始規制等

都道府県知事への届出

(4) サービスの質の確保に関する仕組み

保健師、助産師、看護師、保育士、愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子育て経験者等について、必要な研修(講習)を実施した上で訪問を行う。

(5) 費用負担

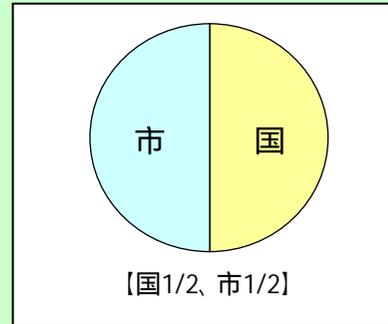
各市町村に対する補助

次世代育成支援対策交付金(いわゆる「ソフト交付金」)として、国が予算の範囲内において、各市町村に対し、他の事業分と併せて包括的に国庫補助相当額を交付。

費用負担

左記の割合で公費負担。

(予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)



費用額

公費負担総額:次世代育成支援対策交付金(総事業費ベース約722億円(H22予算ベース))の内数

養育支援訪問事業(旧育児支援家庭訪問事業)

(1) 概要

事業内容

養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や技術指導等を行う事業
(市町村が実施主体、民間主体への委託が可能。)

実施状況

・実施箇所数: 996市町村(全市町村の約5割) (雇用均等・児童家庭局総務課調(平成21年7月1日現在))
(H20 799市町村)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務及び、事業実施の努力義務有り。))

(3) 事業開始規制等

都道府県知事への届出

(4) サービスの質の確保に関する仕組み

育児、家事の援助は子育て経験者、ヘルパー等が、専門的な援助及び技術指導は保健師、助産師、保育士、児童指導員等の専門性を有する者が訪問を行う。

(5) 費用負担

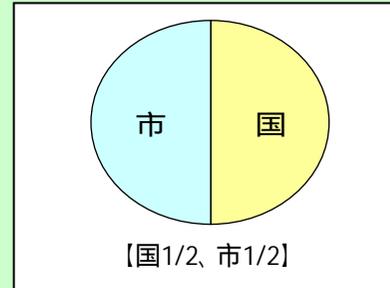
各市町村に対する補助

次世代育成支援対策交付金(いわゆる「ソフト交付金」)として、国が予算の範囲内において、各市町村に対し、他の事業分と併せて包括的に国庫補助相当額を交付。

費用負担

左記の割合で公費負担。

(予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)



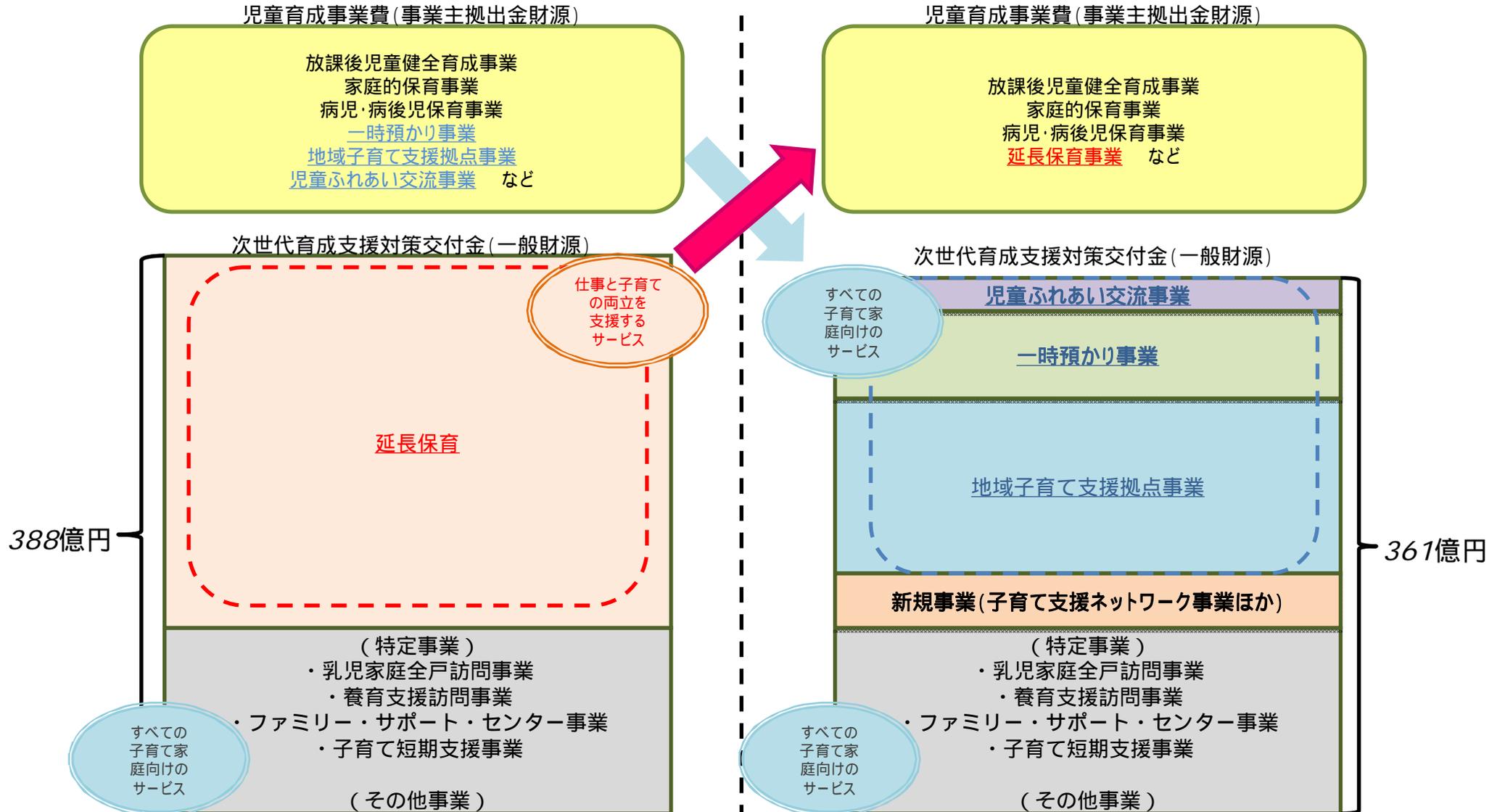
費用額

公費負担総額: 次世代育成支援対策交付金(総事業費ベース約722億円(H22予算ベース))の内数

次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）について

〈21年度〉

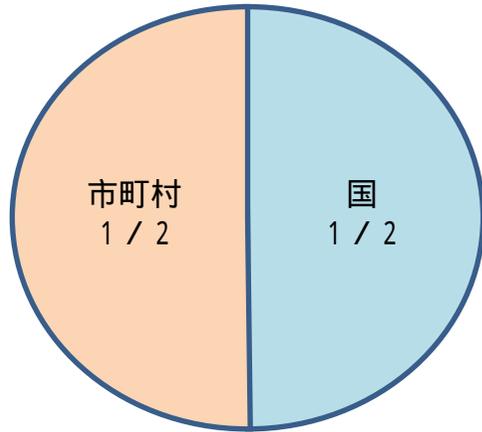
〈22年度〉



上記の表は、事業規模をイメージ化したものであり、事業ごとの積算内訳はない。

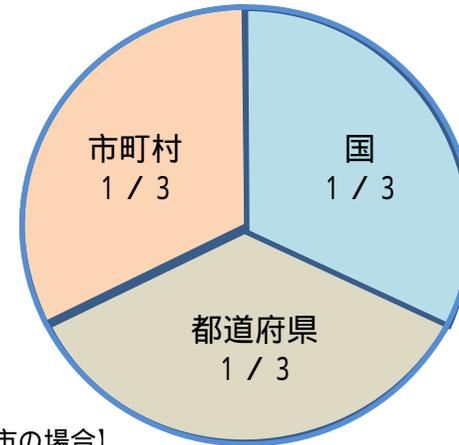
負担割合の変更について

〈ソフト交付金：一般財源〉



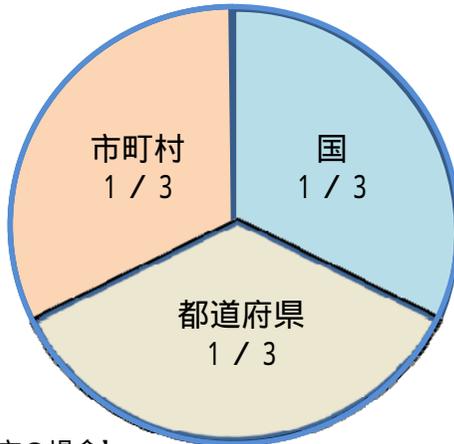
〈延長保育〉

〈児童育成事業費：事業主拠出金財源〉



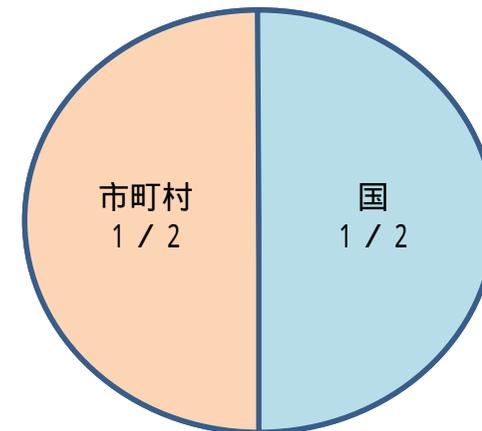
【指定都市、中核市の場合】
国1/3 指定都市・中核市2/3

〈児童育成事業費：事業主拠出金財源〉



【指定都市、中核市の場合】
国1/3 指定都市・中核市2/3

〈ソフト交付金：一般財源〉



〈地域子育て支援拠点一時預かり、
児童ふれあい交流〉

社会的養護の現状について

里親制度	保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育を都道府県が里親に委託する制度	登録里親数	委託里親数	委託児童数
		7,808人	2,727人	3,870人

資料：福祉行政報告例 [平成20年度末現在]

	乳児院	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立支援 施設	母子生活支援 施設	自立援助 ホーム
対象児童	乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	121か所	569か所	32か所	58か所	270か所	59か所
児童定員	3,710人	33,994人	1,541人	4,005人	5,391世帯	367人
児童現員	3,124人	30,695人	1,180人	1,808人	10,367人 (母子合計)	230人
職員総数	3,861人	14,892人	831人	1,825人	1,995人	191人

資料：社会福祉施設等調査報告 [平成20年10月1日現在]

「自立援助ホーム」について

施設数については家庭福祉課調べ[平成22年2月1日現在]

児童定員・児童現員・職員総数は連絡協議会調(協議会に加入しているホームについて)[平成20年12月1日現在]

小規模グループケア	446カ所
地域小規模児童養護施設	171カ所

資料：小規模グループケア、地域小規模児童養護施設は家庭福祉課調[平成20年度]

虐待相談対応件数と児童相談所の体制

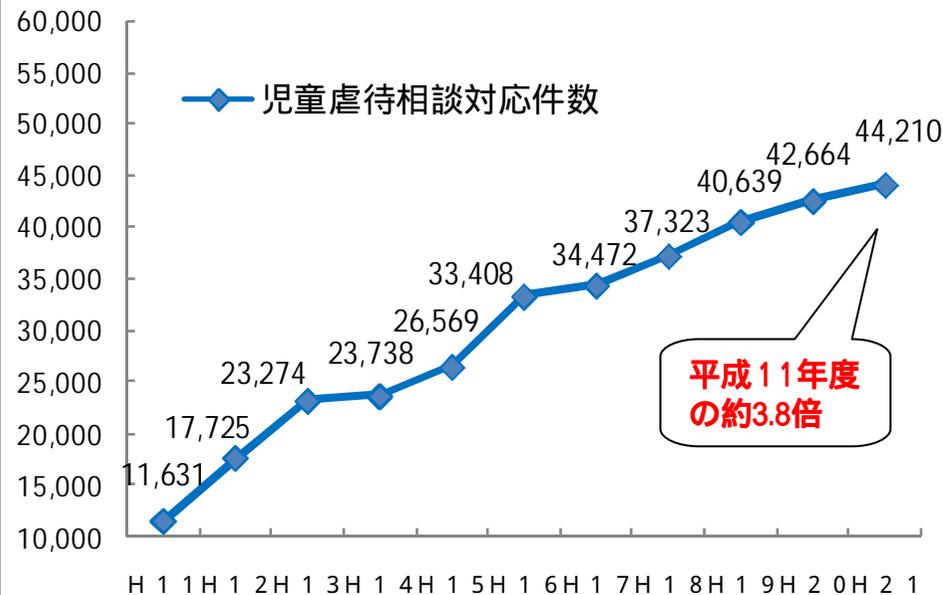
相談対応件数

児童相談所における児童虐待相談対応件数は大幅な増加。

[参考] 平成21年度の状況(速報値)

- ・ 児童虐待対応件数 44,210件

児童虐待相談対応件数の推移



児童相談所と児童福祉司

児童相談所は僅かながら増加。

[参考] 平成22年4月1日現在の状況

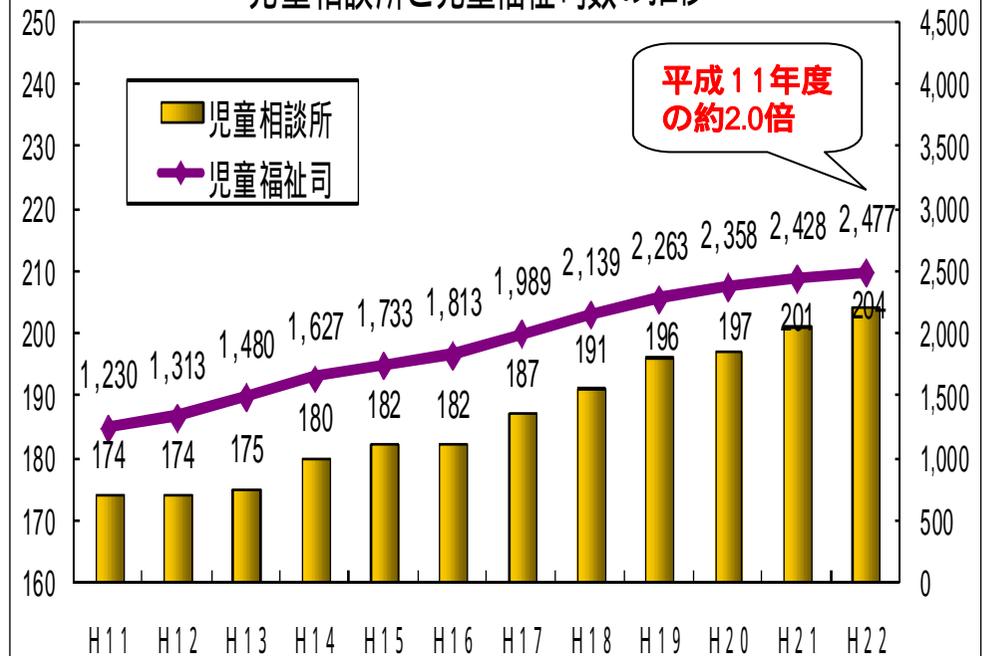
- ・ 児童相談所数 204か所(201)
- ・ 児童相談所設置自治体数 69自治体(67)

虐待対応の中心となる児童福祉司数は僅かながら増加。

[参考] 平成22年4月1日現在の状況

- ・ 児童福祉司数 2,477人(2,428)

児童相談所と児童福祉司数の推移



平成23年度子ども・子育て関係予算概算要求のポイント

1. 平成23年度子ども・子育て関係予算概算要求の総額 3兆6,828億円
(うち1,507億円が「元気な日本復活特別枠」による要求分)

参考 平成22年度予算 = 3兆4,488億円 (ただし、事項要求もあるため、直接比較はできない)

2. 予算概算要求のポイント

()内は平成22年度予算額

『子ども・子育てビジョン』の政策4本柱に従って整理

(1) 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

[子ども手当の充実]

・次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、中学校修了前の子どもを対象に支給されている子ども手当について、財源を確保しつつ、既に支給している子ども手当「1万3千円」から上積みする。上積み分については、地域の実情に応じて、現物サービスにも代えられるようにする。

(注1) 概算要求額については、平成22年度予算の負担ルール(子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給し、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担)を当てはめて国庫負担額を要求。財源構成等については、子ども手当等に関する四大臣合意(平成21年12月23日。国家戦略担当・内閣府特命担当大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣)に基づき予算編成過程で検討し、結論を得る。なお、児童養護施設に入所している子どもへの対応、海外に居住する子どもへの対応等についても、予算編成過程で検討し、結論を得る。

(注2) 子ども手当の上積み分の取扱いについては、現物サービス(子ども・子育てビジョンに基づく保育所の整備を含む)への代替も含めて、予算編成過程で検討し、結論を得る。
【厚生労働省 1兆7,375億円(1兆4,722億円)】

[高校の実質無償化]

・家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、公立高校の授業料を無償にするとともに高等学校等就学支援金を支給して、家庭の教育費負担を軽減する。
【文部科学省 3,933億円(3,933億円)】

[奨学金の充実等]

・保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図ることを目的として、保育料等を軽減する「就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対して、所要経費の一部を補助する。

平成23年度は、私立幼稚園における補助単価を引き上げる。

市町村民税所得割課税額(183,000円以下)世帯:補助単価43,600円 47,600円(4,000円増)

【文部科学省 212億円(204億円)】

・全ての意志ある高校生が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の生徒に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するための給付型奨学金を支給する都道府県に対して所要額を交付する。
【文部科学省 122億円(新規)】

・国立大学が行う経済的に修学困難な学生等への授業料免除の実施に対し支援する。
【文部科学省 254億円(196億円)】

・私立学校が行う経済的に修学困難な学生等への授業料減免措置等に対し支援する。
【文部科学省 61億円(43億円)】

・独立行政法人日本学生支援機構が行う大学生等に対する奨学金事業を充実する。
【文部科学省 1,440億円(1,309億円)】

〔若者の就労支援〕

・生涯にわたるキャリア形成の基本となる能力・態度を育成することや普通科高校等における就職に向けた進路指導の充実を推進するため、各自治体等が自主的に課題設定したものに対して、国として先導的な取組を支援する。
【文部科学省 5億円の内数(5億円の内数)】

・各大学の学生への就職支援の強化など総合的な学生支援の取組を推進する。
【文部科学省 72億円の内数(92億の内数)】

〔地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境の整備〕

・地域住民等の参画による地域の実情に応じた取組を有機的に組み合わせて、授業等における学習補助や教職員の業務補助などの学校支援、放課後等に子どもたちの安心安全な活動場所を確保し学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する放課後等支援、親への学習機会の提供や相談対応などの家庭教育支援等、様々な教育支援活動を行う。

【文部科学省 98億円の内数(131億円の内数)】

〔2〕妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

〔待機児童解消策の推進など保育サービスの充実〕

・待機児童の解消を図るため、保育所等の受入児童数の拡大を図る。また、保護者や地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供するため、家庭的保育(保育ママ)や延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育などの充実を図る。

【厚生労働省 4,088億円(3,881億円)】

〔多様な保育サービスの提供〕

・預かり保育を実施する、あるいは子育て支援活動を推進する私立幼稚園に対し助成を行う都道府県に対して補助する。
【文部科学省 44億円(44億円)】

・多様化する保育ニーズに対し、複数企業間での共同設置を含む事業所内保育施設の設置等を推進するため、保育分野等において民間事業者の参入を促進するための制度環境整備やサービスの充実・効率化に資する調査研究を実施する。
【経済産業省 19億円の内数(20億円の内数)】

・幼稚園、保育所の枠組みを超えた総合的な支援を行うことにより認定こども園の設置促進を図るため、認定こども園の設置を促進するために必要な施設整備費の補助、認定こども園のうち認可外の部分に対する事業費の補助を行う。

【文部科学省 2億円(新規)】 75

〔放課後児童対策の充実〕

・総合的な放課後児童対策(放課後子どもプラン)の着実な推進を図るとともに、保育サービスの利用者が就学後に引き続きサービスを受けられるよう、放課後児童クラブの箇所数の増(24,872か所 25,591か所)や開設時間の延長の促進など、放課後児童対策の拡充を図る(「小1の壁」の解消)。

【文部科学省 98億円の内数(131億円の内数)】

【厚生労働省 344億円(274億円)】

〔子どもの不慮の事故防止〕

・子どもの不慮の事故を防止するため、保護者へのより効果的・効率的な注意喚起の方法等に係る調査やコンテンツの作成、国内先進事例等の調査等を行う。

【消費者庁 0.3億円(新規)】

〔出産に関わる経済的負担の軽減〕

・平成22年度までの措置として支給額を4万円引上げ、原則42万円を支給している出産育児一時金については、妊産婦の経済的負担の軽減を図る等の観点から、関係者により御議論いただき、その結果を踏まえ、予算編成過程において検討する。

【厚生労働省】

〔放課後児童対策の充実〕

・総合的な放課後児童対策(放課後子どもプラン)の着実な推進を図るとともに、保育サービスの利用者が就学後に引き続きサービスを受けられるよう、放課後児童クラブの箇所数の増(24,872か所 25,591か所)や開設時間の延長の促進など、放課後児童対策の拡充を図る(「小1の壁」の解消)。

【文部科学省 98億円の内数(131億円の内数)】

【厚生労働省 344億円(274億円)】

〔子どもの不慮の事故防止〕

・子どもの不慮の事故を防止するため、保護者へのより効果的・効率的な注意喚起の方法等に係る調査やコンテンツの作成、国内先進事例等の調査等を行う。

【消費者庁 0.3億円(新規)】

〔出産に関わる経済的負担の軽減〕

・平成22年度までの措置として支給額を4万円引上げ、原則42万円を支給している出産育児一時金については、妊産婦の経済的負担の軽減を図る等の観点から、関係者により御議論いただき、その結果を踏まえ、予算編成過程において検討する。

【厚生労働省】

〔不妊治療への支援等〕

・不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する(1回あたり15万円を年2回、通算5年までのところを、年3回まで(通算5年、通算10回を超えない)、所得制限の緩和)などの支援を行う。また、妊婦健康診査支援基金については、期限延長等について検討する。

【厚生労働省 123億円(81億円)】

〔小児の慢性疾患等への支援〕

- ・小児期における小児がんなどの特定の疾患の治療の確立と普及を図るとともに、患者家庭の医療費の負担を軽減する。また、未熟児の養育医療費の給付等を実施する。
【厚生労働省 162億円(147億円)】

〔周産期医療体制の充実〕

- ・地域において安心して産み育てることのできる医療の確保を図るため、総合周産期母子医療センター及びそれを支える地域周産期母子医療センターのMFICU(母体・胎児集中治療室)、NICU(新生児集中治療室)等に対する財政支援を行う。
【厚生労働省 85億円(87億円)】

〔ひとり親家庭の就業・生活支援等の推進〕

- ・母子家庭等の自立を推進するため、地域の実情に応じた就業支援・生活支援の事業を推進する。また、ハローワーク等と連携し、個々の家庭の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定する事業については、父子家庭についても当該事業の対象にするなどの充実を図る。
【厚生労働省 37億円(36億円)】

〔自立を促進するための経済的支援〕

- ・ひとり親家庭の自立を支援するために児童扶養手当を支給する。また、母子家庭や寡婦の自立を促進するため、技能取得等に必要な資金の貸付けを行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。
【厚生労働省 1,822億円(1,729億円)】

〔特別支援教育の推進〕

- ・発達障害を含む全ての障害のある幼児児童生徒の支援のため、外部専門家による巡回指導、各種教員研修、学生支援員の活用などを実施し、教育現場における特別支援教育の体制整備を総合的に推進する。また、交流及び共同学習(特に、いわゆる居住地校交流)の推進など、特別支援学校等において実践的な研究等に取り組む。
【文部科学省 3億円(3億円)】

〔虐待を受けた子ども等への支援〕

- ・地域における体制整備
市町村における児童虐待防止対策の推進を図るため、乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)等について引き続き支援を行うとともに、相談対応職員の専門性の向上等を図る。
- ・児童相談所における体制の強化
困難事例への対応や市町村への支援を行う児童福祉司等のサポート職員を配置し、児童相談所の体制強化を図る。
- ・児童家庭支援センターの拡充
子どもや保護者に対する相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターの箇所数を増加させる(104か所 108か所)とともに、当該センターにおける心理療法担当職員による支援体制の強化を図る。
- ・要保護児童等に対する社会的養護の充実
虐待を受けた児童など要保護児童等が入所する児童養護施設等や里親について受け入れ児童数の拡大を図るとともに、施設におけるケア単位の小規模化等を推進する。

【厚生労働省 848億円(841億円)】

〔3〕多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ

〔すべての子育て家庭に対する地域における子育て支援対策〕

・子育て中の親子の交流の場の提供や子育てに関する相談、情報提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点や、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対する一時預かり等について、身近な場所への設置を促進する。

【厚生労働省 394億円(419億円)】

〔中小商業活力向上事業〕

・商店街等が行う、少子高齢化、安全・安心等の社会課題に対応する商店街活性化への取組に要する経費に対して支援する。このうち、少子高齢化の課題に対応する事業として、商店街の空き店舗を活用した子育て支援施設の設置・運営事業等を支援する。

【経済産業省 31.8億円の内数(31.8億円の内数)】

〔住宅における支援〕

・街なかの再開発等の際に子育て支援施設を整備する取組及び子育て世帯の居住の安定確保を図る先導的な取組等を支援する。

【国土交通省 350億円の内数(160億円の内数)】

〔キッズデザインの推進〕

・繰り返し起こる子どもの事故を予防するため、子どもの事故予防に配慮された製品開発を、産業界が積極的かつ持続的に推進し、キッズデザインによる製品市場が拡大していく体制の構築を目指し、子どもの事故情報、人間特性データ、評価分析ツールなどの異業種横断的に利用可能な共通基盤の整備等を行う。

【経済産業省 2.2億円(2.4億円)】

〔4〕男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ(ワーク・ライフ・バランスの実現)

〔企業等における仕事と生活の調和に向けた取組の促進〕

・仕事と生活の調和に向けた取組を促進するため、企業における仕事と生活の調和担当者によるネットワークを構築し、企業における仕事と生活の調和の担当者から、企業内で実際に取組を進める上での課題や、政策ニーズ等を聴取するとともに、企業内で理解促進を図るための情報を提供する。

【内閣府 0.2億円(0.3億円)】

〔育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備〕

〔「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の実施〕

・両立支援制度を利用しやすい職場環境を整備するため、短時間勤務者や育児休業取得者等に関する処遇等のベストプラクティスの普及等を行うとともに、賃金等の処遇や代替職員の配置等の雇用管理改善に向けたアドバイスを行う両立支援アドバイザー(仮称)(新規)を都道府県労働局に配置する。

また、両立支援に取り組む事業主への助成金について、中小企業に重点を置いて支援をするとともに、「イクメンプロジェクト」の実施により男性の育児休業取得を促進する。

【厚生労働省 98億円(98億円)】

〔年次有給休暇の取得促進、労働時間の短縮〕

- ・労使の自主的な取組を促進するため、年次有給休暇の計画的付与制度の導入や長時間労働の抑制等の具体的な取組方法について業種、企業の特性に応じたコンサルティングを実施するなどきめ細かな技術的援助を行う。また、労使が話し合っ年次有給休暇の取得率向上に取り組み顕著な成果を上げた事業主に対する助成の充実を図るとともに、長時間労働が認められる事業主に対して重点的な監督指導を行う。

【厚生労働省 17億円(20億円)】

〔テレワークの普及促進〕

- ・「新たな情報通信技術戦略」に基づき、高齢者等の社会参加の促進や子育て・介護のために休職を余儀なくされている女性など様々な働き方を希望する者の就業機会の創出等を図るため、地方自治体の業務等におけるテレワークシステム等に関する実証実験、地域でテレワークを実施する事業者への支援、テレワーカーへの人的支援、テレワーク相談センターを通じた労働条件面での相談・助言等、今後の大都市圏問題に対応した推進方策の検討やテレワークセンターの立地手法モデル等のテレワーク環境・機能の整備・推進策の検討、セミナーやシンポジウム等の普及啓発活動を各省で総合的に行う。

【総務省 1.26億円(2.2億円)】

【厚生労働省 0.45億円(0.6億円)】

【経済産業省 31.8億円の内数(31.8億円の内数)(再掲:中小商業活力向上事業)】

【国土交通省 0.3億円(0.4億円)】

計数については、整理上、変動がありうる。